

京都大学教員定年規程

昭和25年5月13日

達示第9号制定

[昭和39年1月21日達示第1号全部改正]

(平14達27題名改称)

第1条 教員の定年は、満65歳とする。

2 教員の定年による退職の時期は、定年に達した日の属する学年の末日とする。

(平14達27改)

(平22達22・一部改正)

第2条 部局長は、総長に対し、定年に達する教員の退職の内申をしなければならない。

(平14達27改)

第3条 授業上特に必要があるときは、教授会の議を経て、退職教員に非常勤講師を命ずることができる。

2 前項の場合における教授会の議決は、当該学部又は研究科在職教授4分の3以上が出席した教授会において、その4分の3以上の同意を得なければならない。任期の満了した非常勤講師をさらに任用する場合も、同様とする。

(平5達44改・平8達43・平10達40加・平11達8・平14達18改・平15達21削)

(平18達39・一部改正)

第4条 併任の教員についても、前3条の規定を適用する。

附 則

1 この規程は、昭和39年4月1日から施行する。ただし、第1条第2項の適用については、昭和40年3月31日までの間は、事情により旧規程（昭和25年達示第9号）第2条第2項前段の例によることができる。

2 この規程は、助手に準用する。

(昭48達19加・昭59達2削)

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則（平成5年達示第44号）

この規程は、平成5年3月30日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定中教養部に係る部分は、平成5年4月1日から施行する。

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則（平成22年達示第22号）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の第1条第1項の規定にかかわらず、生年月日が昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までである教員の定年については満64歳とする。